

# 「あいさつ・声かけ運動」推進要綱

## 1 趣 旨

地域コミュニティの再生と青少年健全育成を目指して平成 16 年度から推進している「あいさつ・声かけ運動」は、運動の趣旨が理解され、様々な活動が地域で展開されている。

さらに、関係機関・団体が相互に連携、協働し、県民の参加、協力を得て、青少年が日常生活を送る家庭、学校、地域など、いつでもどこでも「あいさつ、声かけ」が交わされるよう強力に推進する。

## 2 推進主体

公益社団法人茨城県青少年育成協会 青少年育成市町村民会議  
チャレンジ いばらき 県民運動 茨城県 茨城県教育委員会  
茨城県警察本部

## 3 推進主体の役割

推進主体は、次の役割を担う。

- (1) 各機関・団体は、組織の特性を生かして、関係機関・団体等の積極的な参加・協力を得て、家庭、学校、地域において「あいさつ・声かけ運動」が展開されるよう推進する。
- (2) 各機関・団体は、各種行事や研修会、会議等のあらゆる機会を通して「あいさつ・声かけ運動」の周知と啓発活動を行う。併せて、組織の全構成員は率先してあいさつ声かけを行い、「あいさつ・声かけ運動」を推進する。
- (3) 各機関・団体は、組織の特性を生かして、広報紙やホームページ、マスメディア等のあらゆる広報媒体を活用した広報活動を行う。

## 4 家庭・学校・地域における取り組み

### (1) 家庭における取り組み

親子や夫婦など、家族がそれぞれにあいさつや声かけを実践するとともに、家族全員それぞれが学校や地域での「あいさつ・声かけ運動」に積極的に参加する。

### (2) 学校における取り組み

教員と園児・児童・生徒、園児・児童・生徒同士、教員同士それぞれがあいさつや声かけを実践し、来訪者へのあいさつはもとより、登下校中や学校公開時に地域の人たちにあいさつや声かけを行い、「あいさつ・声かけ運動」に積極的に参加する。

### (3) 地域における取り組み

町内会や自治会、小学校区、中学校区等の地域レベルで、住民一人ひとりが自分のできる範囲で「あいさつ・声かけ運動」を積極的に実践する。

また、企業等においてもできることを通し「あいさつ・声かけ運動」に積極的に参加する。

## 5 運動の展開方法

関係機関・団体、学校等は、それぞれの組織の特性や実情に応じ、また、相互が連携、協働して次のような活動を積極的に行い「あいさつ・声かけ運動」を展開する。

- (1) 地域住民や子どもの参加を得た街頭キャンペーン
- (2) 関係機関・団体、学校等が連携した校門、通学路等での「あいさつ・声かけ」
- (3) 各種行事等を通じたキャンペーン
- (4) 親や大人、子どもの参加によるシンポジウム、懇談会などの開催
- (5) 教育委員会、学校等の協力を得ての子どもを対象とした標語、作文、絵画等の募集
- (6) 広報紙等による広報活動
- (7) 広報車や防災無線などを活用した地域住民への啓発活動
- (8) チラシの配布、ポスターの掲出などによる啓発活動
- (9) 立看板、のぼり旗、横断幕、懸垂幕などを設置した啓発活動等

## 6 「あいさつ・声かけ運動」強調月間

「いばらき教育月間」に呼応し、11月を「あいさつ・声かけ運動強調月間」と定め、「あいさつ・声かけ運動」を推進する。

## 7 他の運動等との連携

他の機関、団体等が実施している運動等と連携し「あいさつ・声かけ運動」の一層の推進を図る。

- (1) 「いばらき教育の日」に呼応した「あいさつ・声かけ運動」の推進
- (2) 茨城県教育委員会が推進している「さわやかマナーアップキャンペーン」と連携した「あいさつ・声かけ運動」の推進
- (3) 茨城県安全なまちづくり推進会議が推進する「安全なまちづくり県民運動」と連携した「あいさつ・声かけ運動」の推進
- (4) “社会を明るくする運動” 茨城県推進委員会が推進する「社会を明るくする運動」と連携した「あいさつ・声かけ運動」の推進